

小学校特別活動の内容の構成について①

小学校学習指導要領(特別活動)の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、どのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

第1 目標

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

- (1) 学級や学校の生活づくり
 - ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
 - イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
 - ウ 学校における多様な集団の生活の向上

社会参画の視点

- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
 - ア 希望や目標をもって生きる態度の形成
 - イ 基本的な生活習慣の形成
 - ウ 望ましい人間関係の形成
 - エ 掃除などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解

キャリア教育の視点

- オ 学校図書館の利用
- カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

健康教育、安全教育の視点

食育の視点

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔児童会活動〕

- (1) 児童会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 学校行事への協力

社会参画の視点

〔クラブ活動〕

- (1) クラブの計画や運営
- (2) クラブを楽しむ活動
- (3) クラブの成果の発表

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

〔学校行事〕

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 遠足・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

体験活動の視点

健康教育、安全教育の視点

キャリア教育の視点

小学校特別活動の内容の構成について②

小学校学習指導要領(特別活動)の構成

第1 目標

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成
 - (2) 自ら現在及び将来の生き方を考えることができるようにすること
〔学級活動〕などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること。

キャリア教育の視点

- (3) クラブ活動の計画と実施
- (4) 道徳の時間などとの関連

道徳教育の視点

第1章総則の第1の2及び第3道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導とすること。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

2. 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学級活動、児童会活動、クラブ活動の取扱い
- (2) 学級活動の取扱い
- (3) 児童会活動の取扱い
- (4) 学校行事の取扱い

体験活動の視点

特別支援教育の視点

〔学校行事〕については、…(中略)…。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3. 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

論点整理や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

中学校特別活動の内容の構成について①

中学校学習指導要領(特別活動)の構成

論点整理や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

第1 目標

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

- (1)学級や学校の生活づくり
 - ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
 - イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
 - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- (2)適応と成長及び健康安全
 - ア 思春期の不安や悩みとその解決
 - イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
 - ウ 社会の一員としての自覚と責任
 - エ 男女相互の理解と協力
 - オ 望ましい人間関係の確立
 - カ ボランティア活動の意義の理解と参加
 - キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
 - ク 性的な発達への対応
 - ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

社会参画の視点

社会参画の視点

健康教育、安全教育の視点

食育の視点

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

(3)学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

キャリア教育の視点

〔生徒会活動〕

- (1)生徒会の計画や運営(2)異年齢集団による交流
- (3)生徒の諸活動についての連絡調整
- (4)学校行事への協力(5)ボランティア活動などの社会参加

社会参画の視点

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

〔学校行事〕

- (1)儀式的行事
- (2)文化的行事
- (3)健康安全・体育的行事
- (4)旅行・集団宿泊的行事
- (5)勤労生産・奉仕的行事

体験活動の視点

健康教育、安全教育の視点

キャリア教育の視点

中学校特別活動の内容の構成について②

中学校学習指導要領(特別活動)の構成

論点整理や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

第1 目標

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成
 - (2) 生徒指導の機能を十分に生かす
 - (3) ガイダンスの機能を充実する
 - (4) 道徳の時間などとの関連

第1章総則の第1の2及び第3道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導とすること。

キャリア教育の視点

道徳教育の視点

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

2. 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 学級活動、生徒会活動の取扱い
 - (2) 学級活動の取扱い
 - (3) 学校行事の取扱い

[学校行事]については、…(中略)…。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

体験活動の視点

特別支援教育の視点

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3. 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

高等学校特別活動の内容の構成について①

高等学校学習指導要領(特別活動)の構成

論点整理や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

第1 目標

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

- (1) ホームルームや学校の生活づくり
 - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
 - イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
 - ウ 学校における多様な集団の生活の向上

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画

キ 国際理解と国際交流

- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

〔生徒会活動〕

- (1) 生徒会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力 (5) ボランティア活動などの社会参加

〔学校行事〕

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

社会参画の視点

社会参画の視点

健康教育、食育の視点

安全教育の視点

キャリア教育の視点

社会参画の視点

体験活動の視点

健康教育、安全教育の視点

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

高等学校特別活動の内容の構成について②

高等学校学習指導要領(特別活動)の構成

論点整理や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

第1 目標

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成
 - 生徒指導の機能を十分に生かす
 - ガイダンスの機能を充実する
 - 社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を充実する
〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動全体を通じて、特に社会において自律的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。
- 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - ホームルーム活動、生徒会活動の取扱い
 - 学校行事の取扱い
〔学校行事〕については、…(中略)…。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。
 - 学校給食の取扱い
特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。
- 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い
- 特別活動の指導を担当する教師

キャリア教育の視点

キャリア教育の視点

体験活動の視点

特別支援教育の視点

食育の視点

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

学校教育における選挙権年齢の引下げへの対応

- 公職選挙法等改正法 平成27年6月17日成立(平成27年6月19日公布)
 - ・ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改める。
 - ・ 選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改める。
- ＜施行期日＞
- 公布日から1年後(平成28年6月19日)に施行。施行日後初めての衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日以後に期日を公示又は告示される選挙から適用。



(仮に、平成28年参議院議員通常選挙から選挙権年齢が満18歳以上となった場合)

現在(平成27年度)在籍する高校3年生は全員が、高校2年生は選挙時点で18歳になっている者が有権者となる。

★高校生に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実等や、高校生の政治的活動に係る考え方の整理等の対応が必要(※)

※ 小・中学校段階についても、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に向けた取組が必要。

社会参画意識を高めるための取組について

高等学校の例

- 入学間もない1年時に自薦・他薦によってジュニアリーダー研修を実施し、生徒会活動への参画意識の醸成と次世代リーダーの育成に努めている。
- 生徒会役員選挙の実施。主に以下のような手順を踏んでいる。
①選挙管理委員会の設置→②生徒会規約に則った選挙告示→③役職ごとに立候補→④選挙運動（登校時の呼びかけ、校内放送における方針説明、ポスターによる広報など）→⑤立会演説会（応援演説、本人演説）→⑥投開票→⑦当選者の決定→⑧新生徒会役員組織
- 部活動として「ボランティア部」を設置し、年間を通じた社会貢献活動を行っている学校もある。



立会演説会の様子

中学校の例

- 生徒会が中心となり募金活動を実施。その際、受動的な募金ではなく、募金の目的や意義を明らかにし、どのような手法で募金を集めどこに寄付するのかということ話を話し合って決定。
- 生徒会役員選挙の実施。（手順は高等学校の例とほぼ同様。）
- 中学校の市域では生徒会サミットと称する役員交流会の開催、他校の生徒会活動の様子や工夫を学ぶ機会としている。また、学区内の小学校児童会と合同会議を開催している例もある。



児童会・生徒会合同会議

小学校の例

- 児童にとって一番身近な社会である学級において、生活を改善する話し合い活動（学級会）を行う中で、自ら生活の問題に気づき、協力し合って改善する自主的・実践的な活動を行うことにより、参画意識を高めるようにしている。
- 児童会活動を通して、学校生活の改善を自主的、実践的に行っている。小学校において児童会役員選挙を実施している例もある。（手順は高等学校の例とほぼ同様。）
- クラブ活動の児童の手による自主的な運営。

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

○ 研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

3. 安全教育の評価

- 安全に対する意識・態度を評価する指標作り
- 学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等を検討

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

4. 安全教育を行う上での環境整備 : 安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討

次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとめりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題について検討。

特別活動における「防災教育」についての現状（事例）

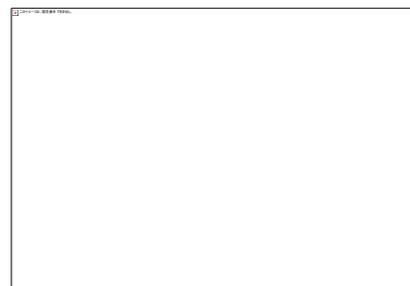
高等学校の例

A高等学校は、津波襲来の想定範囲内に立地することから、生徒会の保健委員会を中核とした「防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、地域ボランティア活動に取り組んだ。その活動と成果を受けて、学校全体、特に特別活動を中心に防災教育を推進することとなる。具体的には、防災オリエンテーション(1年)、防災学習日や防災講話の設定、特に防災ホームルームでは1年生が「地震に備えて～自宅での避難行動の確認と防災袋の作成～」、2年生が「地域の高校生として～二次災害に備えよう～」、3年生が「災害発生時に必要とされるもの・ことを考える～高校生として避難生活でできること～」をテーマに話し合い活動を展開し、自らの備えや行動を意思決定、合意形成している。

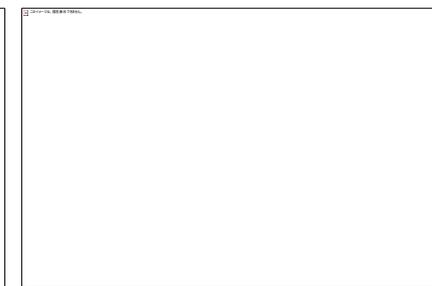
また、地域の保育園との連携や中学校との合同避難訓練など異年齢集団との取組が生徒の自己有用感を高め、よりより集団づくりへの意欲につながっている。

これらの取組から以下のような成果と課題がある。

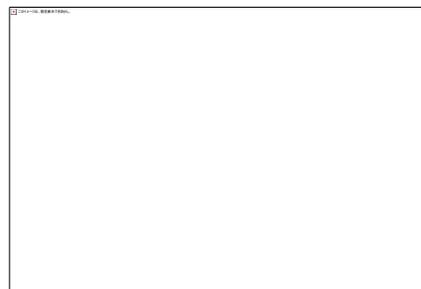
- 受身の活動から主体的・自主的な活動へ、自助から共助へ意識が変化
- 小・中学生への指導を通してリーダーとしての自覚の促進、自己有用感、自尊心の高まり、内面の変化による学校生活面の改善
- ホームルームの「内容」(カ)「ボランティア活動の意義の理解と参画」(ケ)「生命の尊重と安全な生活態や規律ある習慣の確立」として実施する内容にふさわしいものか議論と工夫の繰り返し



高校生による保育園での出前授業



中・高合同避難訓練



地区合同防災訓練「鯛めし調理」



「中学生が大人の救助」

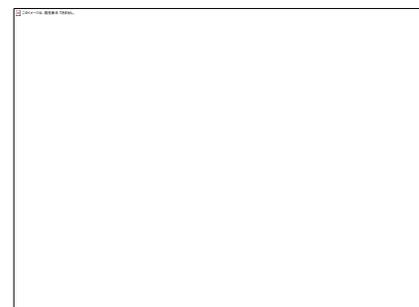
B中学校は、過去に幾度となく地震や津波で被災しており、学校が核となり地域をあげて防災教育に取り組んでいる。

具体的には、小学校と合同の高台避難、地区合同防災訓練、防災種目を取り入れた運動会など学校行事において防災教育を推進している。また、「防災頭巾づくり」「防災マップ作製」「鯛めし調理」「着衣水泳」など防災教育の視点を踏まえた教科の授業づくりにも努めている。地域との連携や小学校との合同に異年齢交流が郷土愛や社会参画意識の醸成にもつながっている。

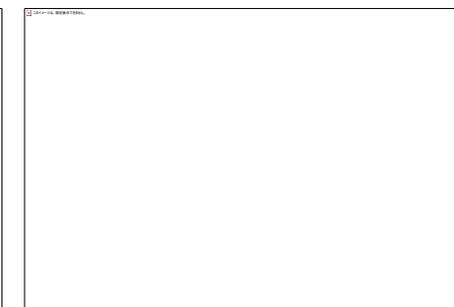
中学校の例

小学校の例

C小学校は、東日本大震災で津波による甚大な被害を受け、在籍児童は全員無事であったものの、大津波により家屋が全半壊し、仮設住宅や親せき宅に身を寄せることになった児童が半数を超えた。被災時に見られた課題を踏まえ、学校や家庭、地域が連携した合同防災訓練を実施しているほか、「自ら判断し、自分の命を自分で守ることができる子どもの育成」を研究主題として、防災副読本の活用を中心にした防災教育を推進している。防災教育年間指導計画を作成し、毎月11日前後の業前の時間に10分間の「防災の時間」を設定。学級活動(2)での指導と合わせて、被災体験の差によることなく、様々な災害の特徴や災害時の状況など災害や防災に関する正しい知識を身に付けられるようにしている。また、知識を行動へとつなげられるように、毎学期、学校行事で防災避難訓練などの体験活動を行い、訓練や体験後に防災ノートに感想を書いて学びを振り返ることができるようにしている。



逃げ地図作り



地域との合同避難訓練・研修

子供・若者育成支援推進大綱(抄)

(平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進本部決定)

はじめに

(地域社会を巡る現状と課題)

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供の健やかな成長に重要な役割を有している。しかしながら、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、町内会・自治会に参加していない人の割合が増加傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者の育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要がある。

具体的施策

(基本的な生活習慣の形成)

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

(体験活動の推進)

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

(地域で展開される多様な活動の推進)

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。